

## 奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成27年3月11日（水）13：30～16：00

### 2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（地裁委員）小山新造，松尾勇，森本恵子，田中啓義，中川博之（兼務），牧賢二

（家裁委員）飯田順三，河合衛，木下理恵，鈴木洋子，竹内輝明，田中伸治，田村健吉，倍巖智洋，北岡秀晃，中川博之（兼務），西垣昭利

（事務局等）地裁 柴田部総括裁判官，池上裁判官，稲吉裁判官，小川裁判官，高田民事首席書記官，新出刑事首席書記官，秋田事務局長，濱松総務課長，塩見総務課課長補佐，酒井文書係長，溝上事務官

家裁 大橋首席家裁調査官，宮下家裁首席書記官，中辻事務局長

### 4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

#### (1) 所長挨拶

#### (2) 意見交換（地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同テーマ）

テーマ「若手裁判官の育成について」

- ・ 裁判所から，若手裁判官の育成の概要を説明の上，裁判官の留学経験，弁護士職務経験について説明し，意見交換を行った。
- 判事補である期間が10年というのは長いと感じた。判事補は，1年でのかなりの事件を担当するのか。また，留学も弁護士職務経験も良い経験だと思うが，何パーセントくらいの人がそういう経験をしているのか。
- 庁の規模によって扱う件数には差があると思うが，奈良地裁では，民事事件で左陪席が主任として関わっている事件数は，大体60件程度である。外部経験については，基本的に判事補が10年のうちに何らかの外部経験をしようと言われている。
- 弁護士職務経験は，毎年10人程度であり，同じ期の裁判官の10パーセントくらいである。留学は，4割程度だと思う。
- 留学は，最初に勤務した裁判所の後に行くパターンと2か所の裁判所に勤務した後に行くパターンがある。また，少数ながら判事になる前に留学に行く裁判官もいる。正確に何パーセントかは把握していないが，平成26年度の実績からすると，同期の中では，3，4割くらいの裁判官が経験していると思う。
- 同期は100人くらいいるが，そのうち30数人が留学で，行政官庁が20数人，民間企業が年間5人くらいである。弁護士経験も含めて，判事補の間にどれか一つは経験している。左陪席の担当する事件は，民事部は60件程度であるが，刑事部は1件当たりの時間が短いことから，ある時

点で持っている件数は、民事部よりも少ないと思う。

- 裁判の内容に応じて、担当する裁判官の人選基準はあるのか。また、民間の外部経験が少ないが、その原因としては民間からの依頼が少ないからか。
- 奈良地裁では民事部と刑事部というように、事件の種類ごとに部を設置している。事件の担当は、あらかじめ、この種類の事件はどの裁判官が担当するかが決まっているが、ある種類の事件を1人の裁判官が担当することは少なく、複数の裁判官が担当している。それぞれの事件は、受けた順番に割り振られていき、件数的には平等になるようにしている。基本的には、この事件だからこの裁判官が担当するという事はない。
- 裁判所の事件の配てんは、機械的に行われており、例えば、所長がこの事件はこの裁判官を指名するという事はない。大阪地裁のように第1民事部から第26民事部までであるようなところでは、順番に配てんされていく。大きな事件が係属し、仕事のバランスがいびつになっているような場合には調整することもあるが、原則は機械的な配てんである。民間企業の外部経験が少ない点については、最高裁が経団連と調整していく中で協力企業に参加してもらっているが、1年間も裁判官を受け入れる企業を見つけるのはなかなか難しいと思う。
- 今のプレゼンでは、裁判官はあまり他の裁判官の裁判を見る機会がないが、弁護士職務経験で他の裁判官の裁判を見ることができたのは貴重な経験だったというお話があった。私は大学に勤めているが、大学の教員というのは、教育実習を受けているわけではないので、教育的技術が高校までとは異なるところがある。現在、推薦制と公募制で募集しているが、公募制では、大学院、あるいはその後も教育、研究、行政の分野で、かなり厳しく教育的技術が要求されており、非常にタフな若手が入ってきている。教育的能力を高めるための実践的な方法として、FD（ファカルティ・デベロップメントの略）という考え方があるが、私が勤務する大学では、日常的には、学期ごとにアンケートを実施して、学生による授業評価の報告書を作成して公表している。FDが始まった頃は、先進国から成功例を聞くことをしていたが、現在は数が少なくなっている。現在の取組として、アンケートのほかには、まだまだ日常的に取り組んでいるところまではいかないものの、教員が相互に授業を参観するという取組をしている。他の授業を見る機会はありませんが、自分の授業を他の教員に見てもらい、意見交換をして、自分の授業の内容を高めている。ただし、授業中に行うこともあり、参加者が少なく、意識が高まらないところもある。もう一つ、SD（スタッフ・デベロップメントの略）として、職員が対外的な能力を高めている。
- 授業を参観した後の意見交換では、反響はどうか。
- 多くて5人から10人ほどが参加して、参加した人が放課後の4時30分から5時以降に集まって、5人から40人の規模の授業（講義、演習、

ゼミ）を見た教員が意見交換を行っている。意見交換の結果は文字化して、全学（学内）に公表している。必ずしも活発とは言えないが、定期的に取り組んでいる。また、現在、600人程度の学会を預かっている。これは、1950年に発足して、年4回の学会誌を発行しているようなかなり古い学会であるが、そこでは、若手育成として、優秀論文の表彰を今年からやってみようかと検討している。

- 日進月歩で科学技術が発達してきて、それを対象とした事案において、当事者の言い分を聞いて洞察していくのは、かなり大変だと思う。例えば、金融機関で内部監査があったときに、デリバティブ等の金融工学をしっかりと理解していないと監査できない。裁判官については、専門性への対応をどのようにしているか。
- 裁判官自身が知識を深める方法としては、一般的素養として深めるものと当該事件において知識を深めていくものとがある。まず、一般的な素養としては、基本的には、裁判官の場合には、自己研さんが求められている。また、各人の自己研さんだけに任せるのではなく、司法研修所が、裁判所の教育機関として、年間プログラムの中で、専門的なカリキュラムを提供しており、全国の裁判官が参加することができる制度である。私は、流通のテーマ、金融経済のテーマで金融工学を勉強したり、インターネットについての研修にも参加した。このような研修をきっかけとして更に知識を深めていくことになる。当該事件への対応については、当事者がよく知っているから、まずは当事者に主張、立証してもらうことになるが、説明会というような事実上の形や進行協議の期日に、専門知識を持った当事者の方に来てもらって詳しく説明を受けることがある。また、専門委員という制度があり、専門家の助けを借りて、専門的な事件について理解を深める方法がある。これは、専門委員をあらかじめ指定しておき、その専門委員に来てもらって、専門知識の助けをしてもらうものである。
- 専門的、国際的な研修以外に、裁判官が人を裁くために必要となる人を知るような研修、現実の社会がどうなっているかを知るような研修というのはあるのか。
- 外部経験は、裁判を離れて、まさに実際の社会に触れてみるものである。留学中は、言葉の不自由な外国人として、実際の日常生活では、地域の様々な職種の方と生活をしてきた。外部経験の中には、民間企業の中で様々な勉強をしている裁判官もいる。例えば、電鉄会社で外部経験をした裁判官の中には、売店で勤務したり、乗務員とともに働いた者もいる。大手電気メーカーでは、本社だけではなく、販売店に行って、客の対応からクーラーの取り付けまで行ったという話も聞いている。日々、閉じこもるのではなく、色々な経験をしたり、特に転勤も多いので、地域の人とのつながりを通じて、社会の一端を見せてもらっている。
- 裁判所の組織についてあまりよく分かっていなかったもので、本日のプレゼンを聞いて、民間企業と全然違うと思った。民間企業だと、組織のヒエ

ラルキーがあって、評価を経て育成結果をみている。独立性が高い裁判官の場合は、育成を行った結果の基準と評価をどのようにしているのか。また、裁判所では、裁判官はどうやって上に上がっていくことになるのか。

- 裁判官の場合、育成や教育でどのくらい伸びたかという評価をするのは難しい。民間企業では、業績があって、業績について評価されると地位が上がると思うが、裁判官の場合、業績のようなものをどう評価するのが難しい。現実問題としても、裁判官の階級がどのくらいあるかというと、最高裁判所の長官、判事、高裁長官のほかは、判事と判事補しかない。部総括の指名や所長の指名には、裁判そのものの業績というよりも、司法行政的な視点が入っているものと感じている。
- 判事に任官する段階で、下級裁判所指名諮問委員会において、外部の委員も含めて、判事としての資質を見ている。裁判官の独立の問題もあるので、判決の中身で評価することはできない。合理的な期間内に適切な事件処理ができているかという事件処理能力や組織運営能力等があるかどうかを長期的なスパンで見えていくことになる。
- 教員は、四つの観点で自己申告シートを書くことになっている。一つ目は教科授業力、二つ目は生徒指導力、三つ目は学校運営力、四つ目は研修研さんである。これら四つの項目があり、春に面接をして、どんな方法で取り組むかを話し合い、1年経ってから、自己評価をして、面談を行っている。大きな目標ではなく、今年やり遂げられる目標を定めている。特に研修研さんという点では、教師としての力量をどのくらいつけるのかをはっきりさせようとする。この制度は、始めてからもうすぐ10年になる取組である。裁判官の場合、こういった目標を立てるようなことはあるのか。
- 一般職は、目標を定めるシステムになっているが、裁判官の場合、5年や10年といったできる限り長期的な視野で、どういう風に育っていくかということを見ていくことになる。
- 裁判官は転勤が多いというのは知っていたが、あまりにも多く驚いた。特に判事補については、家庭を築く大切な時期だと思うが、不満や改善点はないのか。
- 判事補10年の間に、できる限り偏った経験ではなく、広く経験してもらいたいと考えている。様々な事件を経験してもらう以外にも、庁の規模によって仕事の中身が異なるので、万遍なく様々な規模の裁判所を見てもらうことになっている。
- 全国的な異動となると、子どものことや家庭生活は大丈夫か。
- 任地については、できる限り、ホームグラウンドを決めるようなことで対応している。
- 私は、弁護士職務経験のときに結婚し、現在3歳の子供がいるが、妻の実家がある奈良に異動させてもらい、配慮してもらったと感じている。
- 私は、任官後21年目だが、任官直前に結婚し、3年目に子供が生まれた。子供は今年大学生になる。この20年の間に、より配慮されてき

ていると感じている。私の時代であっても、面談の際に、家庭の事情を伝えることで、全国を飛び回る転勤ではなく、ホームを決めて、週末には帰ることができるような配慮をしてもらってきた。

○ 世代間の意識や感覚の違いがあると思うから、世代が異なる裁判官同士の意見交換は大事だと思った。ただ、大学を卒業してすぐに裁判官になると、市民と接触する期間はどの程度あるのか。また、裁判官を民間に派遣する場合、民間の団体に参加するに当たって規制はあるのか。

□ 特に規制はない。裁判官も、普通に生活しており、様々な団体や地域に加わっている。若い頃は転勤が多いので、地域と接触する機会が少ない場合もある。小さな裁判所に行くと、病院に行くと当事者がいたりすることもあるから、そういったところは気をつけるようにはしている。

○ 裁判官は人を裁く職業だから、過去の歴史的なことも考えないといけないし、今の世の中の流れ、国民の考え方、若い人はどう考えているのかといった様々なことを勉強しないといけないと思うが、民間にいと、それがすぐに伝わる。採用のときも、様々なトラブルに対応するときも、昔の常識が今の常識になっていないことがたくさんある。昔は家庭で自然に身についてきたことが、今は全然身についてなくて、企業が教えないといけない状況である。ニュースで情報を得るのと我々が日々感じているのでは、少し違うと思う。そのような認識をどこで身につけさせているのか。転勤の問題については、女性であっても総合職という気概で入っているのでそんなに大変に感じていないと思うが、真夜中まで働かないといけない、夜遅くまで付き合いをしないといけないのが民間である。総合職で男と同じと思ってやろうとしても、やはりできないという理由で、途中で一般職に変わりたいという女性も多い。裁判官は、総合職という立場と考えられるが、そのあたりはどう考えているか。

● 私たちは、事件処理をしないといけないという点では男性裁判官と同等の責任を負っている。例えば酒宴の席を強制されたことは全くないから、そういう意味で女性であるが故にやりにくいということを感じたことはない。自分の責任で自分の仕事をきちんとやらないといけないというのが主になるので、かえってやりやすいかもしれない。

□ 令状などの当直業務では、女性裁判官も裁判所に泊まって、男性裁判官と同じように仕事をしている。

○ 医者は研修医になってから3年たって、専門医としてまた勉強していく。ある意味で裁判官と似ていて、徒弟制度みたいなところがあって、先輩に色々教えてもらう。先輩ならどうするか、どう決断するか、症例について先輩に相談することがけっこうある。公的なところでは、症例検討会があり、その検討会で批判を受けたりしながら、研さんして、臨床医として一人前になっていく。裁判官の場合、自分の仕事を他の裁判官に相談することはないのか。

● 裁判官の場合、裁判官の独立があるから、基本的には、判断については

自分で責任を負い、周囲から不当な干渉を受けてはならない。これが過度に強調されると、何らアドバイスができないということになってしまうが、それは少し違うと思う。合議の場合、３人で相談しながら検討しているし、単独事件であっても、他の裁判官にアドバイスを求めたいときは求めることができる。ただ、最終的な判断は自分に責任がある。裁判の現場ではよく相談しているが、システムティックなところはないから、そういう制度が作られれば相談しやすくなるだろうと思う。

- 裁判官の育成は恵まれている。私は、弁護士として手厚く育成をしてもらった印象はない。とりあえず事件をやってみて、経験を積んで成長していくことになる。弁護士の場合には依頼者がおり、依頼者と向き合う中で、社会を知ることになる。裁判所とは依頼者がいない点が異なる。負けられない事件や勝ち切らないといけないときには苦しい思いをするが、このときに頑張るとぐっと伸びる。この点は裁判官も同じだと思う。

(3) 今後の予定について

ア 日時

平成２７年９月２８日（月）午後１時３０分

（奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催）

イ テーマ

「配偶者暴力等に関する保護命令手続について」（地方裁判所委員会テーマ）

「少年事件における被害者配慮制度の運用について」（家庭裁判所委員会テーマ）

（以上）